

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C営業所において、貨物自動車運転手として配送業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、配送先のD所在のホームセンター〇店（以下「ホームセンター」という。）において、カゴ車の荷物を荷卸し中、倒れ掛かったカゴ車の転倒を防ごうとして当該カゴ車を片手で引っ張った際に、背中を負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同年〇月〇日、E整形外科に受診し「胸椎圧迫骨折」が疑われたため、同日のうちにF病院に受診し「胸椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。その後、請求人は、同年〇月〇日、G病院に受診し「胸椎椎体骨折」と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下、請求人及び再審査請求代理人を併せて「請求人ら」という。）は、本件傷病は本件災害が原因であって、業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。

(2) 本件災害については、現認した者がいないことに加え、請求人の供述内容と受診したF病院の診療録の内容が異なり、その発生日が明確ではない。仮に請求人らが主張する平成〇年〇月〇日に本件災害が起きたとすると、請求人が医療機関に受診したのは、本件災害発生後約〇週間以上経過した同年〇月〇日であり、3椎体もの骨折を一度に受傷したとは考え難いといわざるを得ない。

(3) 請求人が主張する本件災害の内容と本件傷病との関係について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「何らかの力が加わって発生したものと思われる」と述べているが、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、多発性に圧迫骨折がみられることから骨粗鬆症をベースとし、脊椎アライメントの不良が加わって胸椎骨折が出現したと考えられ、当該傷病と業務との医学的相当因果関係はないと考えられる旨述べ、J医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日のMRI所見では、(第)8、9、11胸椎に圧迫骨折を認める。骨密度測定は(中略)DEXA法による測定ではないので正確ではないが参考として骨密度の低下が考えられる。受傷機転を考える

と3椎体骨折をおこす外力とは考えにくく、骨の弱化が考えられる。今回の出来事と骨折との因果関係は考えにくい。」と述べている。さらに、K医師作成の平成〇年〇月〇日付け紹介・診療情報提供書には、力仕事をしただけで胸椎椎体骨折が3か所も起きるのは、ベースに骨粗鬆症などがないか気になるところであり、受傷機転と受傷内容が一致しない旨記載されており、当審査会としても、本件災害と本件傷病との相当因果関係を認めることは医学的にも困難であると判断する。

(4) そうすると、当審査会としても、請求人の本件傷病は本件災害に起因するものとはいえず、したがって、業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人らのその余の主張について、改めて一件記録を精査するも、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。